

平成22年度第4回 尊厳擁護専門委員会 会議要旨

1 議題

北九州八幡東病院における爪切り事案について（非公開）

（1）論点についての検討

（2）意見陳述に対する元看護課長からの申入書についての検討

2 開催日時

平成23年2月21日（月）18：30～20：50

3 開催場所

北九州市役所9階 91会議室

4 出席者名

委員 伊藤委員長、河原副委員長、緒方委員、中村委員、野村委員、
日浅委員、舟谷委員、丸林委員

事務局 保健福祉局長、介護保険・健康づくり担当部長、事業者支援担当課長
ほか 10名

5 会議の非公開理由

委員会は、不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。

6 議事の概要

（1）事務局説明

- ・意見陳述に対する元看護課長からの申入書について説明
- ・検討にあたっての視点に関する論点整理
- ・フットケアに関する参考資料説明

（2）各委員の意見概要

意見陳述に対する申入書についての検討

元看護課長の考えと委員会の考えに相違がある。委員会の役割は裁判のやり直しではないと思う。病的な爪の処置や侵襲性を伴う処置があれば記録は特に必要である。療養上の世話であっても処置経過を残すことは、高齢者の状態を把握するためにも望ましい。

この委員会は審問の場ではない。それを踏まえて前回委員会で本人から話を聞く時間を10分間と決めた。委員会の役割は裁判のやり直しをするわけではないことを前回の委員会で認識したところだが、元看護課長に理解されたとは言い難い状況である。

現在の状況のままでは委員会と元看護課長の議論は堂々巡りになるのではないか。

元看護課長は2時間欲しいという主張だが、私は必要ないと思う。

爪の切り方の適切、不適切は十分理解しているので聞かなくてもいいのではないだろうか。一方、患者家族の今の気持ちはどうなんだろうか。

元看護課長の切った爪の再現だけでは、委員会は正確な事実確認ができないのではないか。

元看護課長と弁護人に尊厳擁護専門委員会の趣旨は要望に沿える機関ではない旨を説明した方がよいのではないか。

10分間の意義は「事実はずでに提出されている資料でわかっているが、元看護課長の思いを聞く場である。」という整理だと思う。

単なるセレモニー的な場ではなく元看護課長の思いと、代理人の虐待の考え方についての持論を委員会として承る。

委員会として元看護課長の話聞く時間はおよそ10分ということによいか。

論点についての検討

元看護課長の主張する100人いれば100通りの爪切りがある、ということはそのとおりである。だから爪ケアの方法はカンファレンスを通して複数人で対応方針を決めるべきである。

看護行為として一般的に認められる行為であっても、ほとんどの病院が交代制でケアするのだから、高齢者の尊厳を守る視点からは、新たにケアを行う場合にはケアの水準を一定まで高めてチームとして取り組みましょう、ということ伝えるべきである。

「抜爪でなく看護行為であるケア」という新たな事実が裁判を通してわかった。控訴審裁判での「必要性がある」という医師の所見を尊重すれば、委員会としても判断は変えるべきではないか。元看護課長が患者家族から逃げたり、虚偽の発言があったり、不適切な部分があるのはわかるが、虐待とまではいえない。

ケアの正当性だけでなく、家族への説明や病院との関係はどうだったか、などについても考える必要がある。

病変のある困難な爪切りについては、一般的に正当な看護行為になりつつある途上である。しかし元看護課長の行為はチームケアになっていないため、正当な行為としては認めがたいのではないか。

全ての爪がチームケアに基づいて行われているわけではない、という元看護課長の主張は理解できる。

もし現在、北九州八幡東病院と同じような案件が発生した場合でも、意見は委員ごとに別れるほど判断は難しいだろう。

最近のケアの多くは侵襲を伴うものが増えてきている。この委員会では尊厳擁護という視点から適切なケアを考え、事業者に情報発信することが役割ではないだろうか。

フットケアに関する参考資料から見ても、変形した爪の爪切りは勉強が必要な行為といえる。病変の爪を切るのであれば、なおさら他のスタッフとの連携や情報共有、部下への指導をするべきだった。

日本看護協会が無罪判決後に出した見解の資料にも「関係者とのケアを共有するというプロセスが重要」、「専門的なケアの説明や同意についてもこれまで以上に重視される」、「入院診療計画についても、項目、内容、タイミング等について改善が必要である」という項目は重要である、とされており、特に認知症患者や家族への説明について十分に配慮されるべきである。

当時の職場風土の中にチームケアや職場内で発生したことについての情報共有の意識がないように感じる。虐待の要因をなくすためにもそういった組織風土を作っていく必要がある。

7 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課事業者支援係

TEL 093 - 582 - 2771